



広報 とらつく

毎月1日・15日発行

4月30日号

発行所 公益社団法人 **全日本トラック協会**
 〒160-0004 東京都新宿区四谷三丁目2番地5
 全日本トラック総合会館
 ☎ (03) 3354-1029 (総務部広報室)
<https://jta.or.jp>
※紙面に関する問い合わせは広報室まで
 (定価: 税別348円/会員の特典料は会費に含まれます)

ドライバーの労働環境の最適化！！ 実運送事業者の持続的な発展！

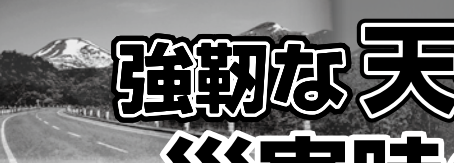
暫定税率分廃止方針を受け
「運輸事業振興助成交付金」の死守を期して
全ト協会長強烈に要望！

A group of men in dark suits are seated at long white tables arranged in a U-shape in a conference room. They are facing each other, engaged in a meeting. Some are looking at documents or laptops. The room has large windows in the background and a whiteboard.



A group photo of five people, three men and two women, dressed in business attire. They are standing and sitting in front of a plain wall.

4月15日には、国民党（玉木雄二郎代表）に対して「貨物自動車運送事業法の一部改正案」および「貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案」（仮称）に関する説明を実施。『トラック運送業界の質の向上』を図るためには、同法案の早期成立が不可欠」と、坂本会長が同法案の意義について訴えるとともに、早期成立に向けて協力を要請した。



強靱な天然ガススタンドが、 災害時の物流を支えます



災害に強い強靱な燃料供給システムを確保することは、BCP(事業継続計画)の実効性を高める上で非常に重要な戦略の一つです。天然ガススタンドのガスは中圧で供給されており、そのガス管は東日本大震災クラス地震にも十分耐えられる構造です。災害後も支障なく稼働し、交通・物流の強靱化に大きく貢献します。

**都市間輸送の環境改善に貢献する
大型天然ガストラック**





写真提供：いすゞ自動車株式会社



一般社団法人 日本ガス協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-12 TEL: 03-3502-0215 <https://www.gas.or.jp/ngvj/>

配達くん

運輸業専門の経営管理システム

運送業の今を少しでも便利にする「配達くん」

信頼されて40年

充実の
アフターサポート

システムは安心の
自社開発!

新バージョンリリース

<https://daisosystem.co.jp/>

配達くん

検索

大創システム株式会社
DAISO SYSTEM CO., LTD.

本社 平110-0005 東京都港区上野1-7-6
TEL.03(3831)3300 FAX.03(3831)3369

東北支店 平982-0011 宮城県仙台市太白区長町1-3-26
TEL.022(706)2821 FAX.022(706)2822

関連 1 面

連1面 貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案
貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案

概要

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ2030年には輸送能力が34%不足
- 物流は国民生活及び経済活動の基盤であり、エッセンシャルワーカーであるトラックドライバーの経済的社会的地位の向上等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、5年ごとの更新制を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者^①に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないことを義務化

- (※) 貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※) 適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※) 標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック
(いわゆる「白トラ」) の利用を禁止(罰則付)
荷主等に対しては是正指導も実施

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律案（仮称）

1. 基本方針の策定

- ### (1) 体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう独立行政法人に委託する等必要な体制を整備

- ## （２）財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、(1)①について更新手数料等によるほか、(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を本法律の施行後3年以内を目途として講じる

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、物流政策推進会議を設置
推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

国交大臣

**トラック運送業における価格転嫁・賃上げに関する
取り組みについて全ト協へ要請!!**

1. 下請法（下請代金支払遅延等防止法）昭和31年法律第120号）違反がないか、業界全体での自主点検と、違反がある場合の迅速な不利益の補償や、「自発的申出」の活用

「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」等の現行下請法第4条及び同法第3条等の規定に違反する行為がないか、業界全体で自主点検を行うこと。また、違反があった場合には、下請事業者が受けた不利益の早期回復を行うなどの改善措置を講じること。その際、下請法の「自発的申出」※を活用し、下請法違反行為を行っていた親事業者が、公正取引委員会又は中小企業庁に対して違反することも検討すること。

2. 下請法の改正に関する検討状況の周知や、成立・施行前からの自主的な対応

現在検討中の下請法の改正案※において、

- ・対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金の額の決定を禁止すること
- ・対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止すること
- ・対象取引に、製造・販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加すること

「トラック運送業における価格転嫁及び賃上げに関する取組について（要請）」

国土交通大臣 中野洋昌

全トラック運送業界全体として、ドライイヤーの普及に積極的に取り組む、魅力あるトラック運送業界にしていきたいことを誓った。

中野、皇国土交通大臣は4月5日、全日本トラック協会に対し、トラック運送業界内におけるドライバールールの確実な賃上げや、下請代金支払遅延等防止法（下請法）の改正を見据えた早期の自主的な対応の実施など、トラック運送業における価格転嫁や賃上げに関する取り組みについて要請した。要請内容は別掲。



中野国交大臣^④から要請を受ける坂本全ト協会長（左から2人目）（4月8日、国交省）

 **全土協行事予定**
 (4月30日～5月31日)
 ▽5月14日
 ・第3回道路・施設委員会
 ▽5月15日
 ・令和7年度第1回総務委員会
 ▽5月28日
 ・第13回税制委員会

き)、「代金支払に伴う歩引明なき代金の減額(歩引)など料等の受注者負担」などがか該当する。更に、製品在庫、型の保管費用等、受注者が負担、「製型」の知的財産を、発注者が無償で取得」等、個別業界に特有の商慣習も散見される。

これらのうち、銀行振込手数料等、決済に伴う手数料の受注者負担に

「不利益が小さく、別取引で回収可能」等との言い分により、受注者から「染みついた商慣習」も存在する。

例えば、「本来の債務は別途の、無償サービス提供の要請」や、「メリツトの不明確な協賛金・金銭の収め」など。

利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習の見直し。発注者が受注者に対し、金銭や役務・サービス、その他の経済上の利益を不当に提供させることは、下請法上、違反行為に該当し得るものである。これを

3.「無償サービスの提供要請」：「手数料負担の抑

TSUTSUKI(ツツキ)の情報

食堂の運営時間を変更

浜松トラックスステーション
浜松とは4月14日から食堂の運営時間を次の通り変更した
▼平日：8時～22時／土・日曜
8時～14時／祝日 8時～22時(14時～17時休止)
運営時間を臨時短縮

白河の関トラックスステーション
白河の関では5月9日(金)の営業時間を

運行情報センター、ガイシャワ、コングレスビル、休園舎の運営時間を15時に短縮する。
なお、駐車場とトイレは通常通り利用可能。

運営時間を臨時短縮

仙台トラックスステーション
仙台舎では5月17日(土)、食堂の営業時間を8時～13時に短縮して運営する。

5. 自主行動計画の策定や遵守・商慣習の見直し・パートナーシップ構築宣言を行う旨を盛り込むなどの改善

「取引適正化」及び「付加価値向上」に向けた自主行動計画を策定した業界におかれては、その遵守を推進すること。また、

※「下請法改正の取組状況及び現行制度下の取組」（公正取引委員会 令和7年1月24日公表）（二）

※「企業取引研究会報告書」（企業取引研究会 令和6年12月12日公表）（二）

（五）

(1) 直接の取引先を超えた、さらに先の取引先まで、価格転嫁が可能となるような価格決定を行うこと。

(2) また、更に先の価格転嫁の予算確保も含め、価格転嫁の方針が、サプライチェーンの隅々まで伝わるよう、例えば取引階層の深いサプライヤーも「指針」に示された行動指針に基づき、積極的な価格交渉を行うこと。等

※1「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の助金について」（公正取引委員会、平成20年12月17日公表）（二次

4. 最終製品やサービスを消費者に提供する企業や業界による価格決定の配慮及び価格転嫁に係る情報発信

最終製品やサービスを消費者に提供する、いわば「サプライチェーン」の頂点にある企業は、競争環境の激化やコスト増大等により、価格転嫁を必要とする場合がある。この場合、消費者に価格転嫁の理由を説明し、理解を得ることは、企業にとって重要な課題となる。本報告では、価格転嫁の適切な実施方法について、消費者への説明方法、価格転嫁のタイミング、価格転嫁の範囲などについて、具体的な事例を挙げて説明する。

いはして、下請法の運用を見直し、合意の有無にかかわらず、違反行為(減額)に当たると整理される方針である。加えて、製造委託において不良品が発生した場合、不良の是正に要した費用を、原因の所在にかかわらず、一方的に代金から相殺する行為は、下請法上の違反行為となり得る旨を明確化する方針である*。

このような、受注者の利益を損ね、価格転嫁を阻害する商慣習が、業界全体で一掃されるよう、①上記の考え方・方針について各業界・企業に周知するとともに、②改善商慣習の提示と必要な見直しを行うこと。

注者との価格交渉を行うこと。

即謝のような価格転嫁を阻害する商慣習の一掃及び「パートナシップ構築宣言」の推進などに向けて、引き続き、自主行動計画に基づく取組の充実や改定策定の業界におかれては、自主行動計画の策定に^①いて検討を行うこと。

6. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する「指針」(以下「指針」という。)^②の遵守徹底など「指針」に示された行動指針を遵守すること。具体的には、

(1)発注企業におかれては「指針」に基づいて、適切な価格転嫁のため、受注者との価格交渉を行うこと。

運転するには、15歳未満の者が運
 転するときには、ヘルメットをかぶ
 る、クラッチ操作がいらぬ分、スロ
 ウに危険がある。(○・×)
 かめた後、早めに停止の合図を行
 い、十分速度を落としながら道路の左
 (解答は

【厚労省】雇用管理改善に対し、評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度や、従業員の直接的な作業負担の軽減を図られる機器・設備等の導入を通じて、働きやすい・働きがいのある職場づくりを進め、職場定着(離職率の低下)に取り組む事業主を支援するもの。雇用管理の改善を行い、離職率低下の目標などを達成した場合、最大30万円(賃金要件を満たした場合)が最大287・5万円が助成される。



詳細は、厚労省ホームページ(二次元コード)を参照のこと。

厚生労働省は4月1日から、「人材確保等支援助成金(雇用管理助成コース)」(令和4年度から休止中)の二部内容を見直し、「人材確保等支援助成金(雇用管理助成コース)」として受付を開始した。同助成コースは、人材不足の解消を目的に、雇用管理制度(賃金規定制

「不妊治療と仕事との両立実現に向けて」「職場づくりマニュアルとサポートハンドブック」を公開している。

厚生労働省は4月3日、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル(写真)と不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」(H.P.)を公開した。

「一多様な仲間と築く安全な未来の職場」『全国安全週間』7月に実施

中小企業庁は「経営力」に焦点を当て、中小企業白書・小規模企業白書

令和7年度助成事業に関する説明を実施

令和7年度専門紙記者との懇談会を開催し、7年度助成事業に関する説明を行った。

決定し、事業が完了した充電設備の申請受付期間は、8年1月30日まで。なお、同事業の詳細は、LEVOホームページ(二次元コード)を参照。

中央職業能力開発協会 令和7年度(前期)「ロジ検定」受験申請を受付中

中央職業能力開発協会では現在、「ビジネス・キャリア検定試験 ロジスティクス分野(ロジ検定)」令和7年度(前期)の受験申請を受け付けている。

【前期試験】(1級・2級・3級) 試験日: 令和7年10月5日(日)/申請期限: 令和7年7月11日(金) 【後期試験】(2級・3級・BASIC級) 試験日: 令和8年2月15日(日) /申請期間: 令和7年10月6日(月)~令和7年12月5日(金)

表 助成内容および助成額		助成額 (※1)	上限額 (※2)
A 雇用管理制度の導入	a 賃金規定制度(賃金表の整備)	40万円 (50万円)	80万円 (100万円)
	b 諸手当等制度(資格手当などの導入)		
	c 人事評価制度(人事評価制度の導入)		
	d 職場活性化制度(メンター制度等の導入)	20万円 (25万円)	
	e 健康づくり制度(人間ドックの実施)		
B 業務負担軽減機器等の導入(労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等の導入)		対象経費の1/2 (62.5/100)	150万円 (187.5万円)

※1 カッコ内の金額は、賃金要件(5%以上の賃上げ)を満たした場合の額
※2 上限額は、複数の雇用管理制度または労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等を導入した際の助成上限額
※3 「a 賃金規定制度」は中小企業が対象



厚生労働省では7月1日から1週間、令和7年度「全国安全週間」を実施する。

改正「労働安全衛生規則」が公布

中小企業省力化投資補助金(一般型) 第2回公募受付中

「熱中症特別警戒アラート」(熱中症警戒アラート)の運用を開始

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

【経産省】地方公共団体に、国、地方公共団体の基本方針を通知し、基本方針を正式に通知するとともに、官公需の価格交渉・転嫁について実際に協議を担当する職員等に向けて周知徹底することを要請。今後は、関係省

「高圧ガス移動監視者講習」5月20日から受付

経済産業省所管の特別民間法人・高圧ガス保安協会では、令和7年度「高圧ガス移動監視者講習」の申し込みを5月20日から受け付ける。

高圧ガス移動監視者講習

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

【経産省】地方公共団体に、国、地方公共団体の基本方針を通知し、基本方針を正式に通知するとともに、官公需の価格交渉・転嫁について実際に協議を担当する職員等に向けて周知徹底することを要請。今後は、関係省

「令和7年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(概要)

中小企業・小規模事業者向け契約目標は、国等を全体として引き続き61%、新規中小企業者向け契約目標は、3%以上とすること

	受付期間	講習期間	検定日
①	7年5月20日 ~6月2日	7年8月1日 ~8月21日	7年8月31日
②	7年7月15日 ~7月28日	7年10月21日 ~11月10日	7年11月21日
③	7年11月4日 ~11月17日	8年1月23日 ~2月12日	8年2月20日

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

令和7年度「熱中症特別警戒アラート」および「熱中症警戒アラート」の運用を開始している。

さらに、建設関連貨物は、公共投資の伸び悩みに加え、大規模公共土木工事の執行が期待できないこと、さらに新設住宅着工戸数の増加も見込まない中、同1・8％減と引き続き低迷すると予測。前年における大幅減の反動などからマイナス幅は縮小するも、引き続き輸送量を下押しすると指摘した。

輸送機関別ではトラック全体で37億2790万トンを予測であり、営業用トラックは、消費関連貨物および生産関連貨物が堅調に推移するも、建設関連貨物が振るわず25億3770万ト（同0・2％増）と微増。一方、家用用トラックは、消費関連、生産関連、建設関連貨物のいずれも不振が続き11億9020万ト（同2・1％減）と低迷すると予測した。

Gマーク特集

トラック運送事業者の安全性の高さを証明する「Gマーク」

輸送の安全確保に取り組む事業所を認定

2025年度「貨物自動車運送事業安全性評価事業」の制度紹介

事前に申請方法を確認! 申請方式により「Web申請」で手続き完了

全国貨物自動車運送適正化事業費・2万9142事業所に達し、認定率施機関である全日本トラック協会は、は全事業所の34.0%まで拡大してこのほど、2025年度「貨物自動車運送事業安全性評価事業」(Gマーク制度)の実施概要を発表した。Gマーク認定事業所数の拡大に伴い、運送事業者のみならず、荷主企業や一般消費者に対しても、高い安全性を示すGマークのさらなる認知事業所は2025年3月末現在で、度の拡がりが期待されている。

Gマークとは?

運送事業者の安全性を評価・認定し公表する制度

様々なインセンティブ

「違反点数の消去」や「IT点呼の導入」など



認定マーク「Gマーク」



長期安全認定事業所用「ゴールドGマーク」

表1 安全性優良事業所に係るインセンティブ付与	
国土交通省	①違反点数の消去、②IT点呼の導入、③点呼の優遇、④安全性優良事業所表彰、⑤基準緩和と自動車の有効期間の延長、⑥特殊車両通行許可の有効期間の延長、⑦特定技能外国人の受け入れ
全日本トラック協会	助成の優遇(ドライバー等安全教育訓練促進助成制度、安全装置等導入促進助成事業、経営診断・経営改善支援・運賃交渉支援事業、自動点呼機器導入促進助成事業)
損保会社等	保険料の割引

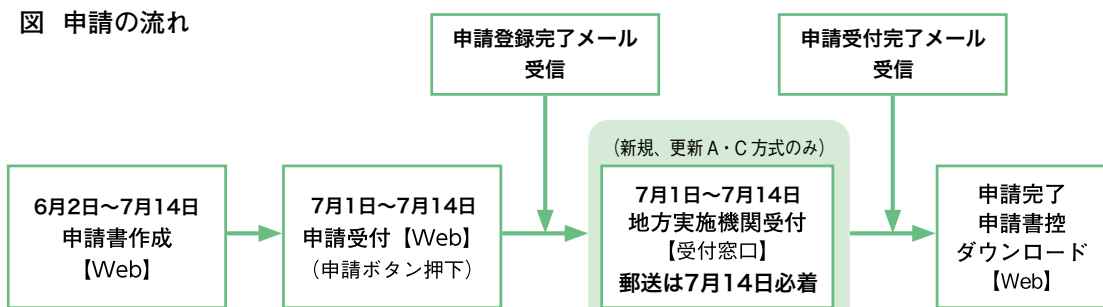
申請方法

全ト協HPから申請を行う「Web申請」を申請方式によってはWeb上で手続きが完了



申請案内は、全ト協HP「2025年度貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)」に掲載しているほか、地方

図 申請の流れ



申請の流れは、図の通り。6月2日(月)～7月14日(月)の期間、Web申請システムが稼働する予定。同システム上では、申請書を事前作成し、保存することが可能。ただし、事前に作成し、保存した申請書は、申請受付期間中に改めて「申請ボタン」を押下する必要がある(申請ボタンは7月1日以降に押下できるようになる)。

更新B・E方式については、Web申請システムへ申請情報の入力を行い、申請期間内に申請ボタンを押

表2 安全性優良事業所の有効期間

新規・更新の種別	現在の認定証番号	今回の認定による有効期間
新規認定事業所		2026年1月1日～2027年12月31日(2年間)
初回更新事業所	239****	2026年1月1日～2028年12月31日(3年間)
2回目更新事業所	229**** (1)	2026年1月1日～2029年12月31日(4年間)
3回目更新事業所	219**** (2)	
4回目更新事業所	219**** (3)	
5回目更新事業所	219**** (4)	

※現在の認定証番号の「」は各事業所に割り振られた数字

なお、申請方法の詳細については、全ト協HP「2025年度貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度)」ページの申請案内等を参照。

評価結果

申請事業所に対し

12月中旬に郵送で通知予定

申請書が受理された事業所は、①安全性に対する法令の遵守状況、②事故や違反の状況、③安全性に対する取組の積極性

の3項目について、安全性評価委員会から評価を受ける。

評価3項目の合計点数が80点以上で、各評価項目において設けられている基準点数をクリアし、その他の認定要件も満たされている場合、「安全性優良事業所」として認定される。評価結果は、各申請事業所に

対して12月中旬(予定)に郵送にて通知される。認定の有効期間については、表2の通り。

すことにより申請が完了する。

一方で、新規・更新5回目までのA・C方式については、従来通り、評価項目III「安全性に対する取組の積極性」の挙証

申請方法については、「Web申請システム」により、申請書をWeb上で送信し、申請(申請料・無料)申請受付期間は、7月1日(火)～7月14日(月)。

ただし、新規申請や更新A・C方式による申請では、評価項目III「安全性に対する取組の積極性」を挙証する書類を、申請する事業所が所在する都道府県の地方実施機関(都道府県ト協)の受付窓口へ持参(または郵送)する必要があることに注意。

労務 Q&A

第300回

事務負担軽減のため振込先銀行を限定したいが

弊社では、人手不足解消のため、短期契約のパートやアルバイトが増えており、その分賃金の振込先銀行も増加し、事務員の作業負担も大きくなっています。そこで、今後は振込先銀行を数行に限定するとともに、振込手数料も無視できないほど多額になっているので、全額労働者に負担してもらうとおもいますが、問題ないでしょうか。

Q

A 一方的にはできず労働者を説得のうえ同意を

【解説】まず、賃金は労働者にとって生活の糧であり、しかも労働した後に支払われる後払いのものですから、確実に支払われないと労働者の生活に重大な支障が生じることになります。そのため、労働基準法は、賃金の支払いについて、①通貨払い、②直接払い、

③全額払い、④毎月1回以上払い、⑤一定期日払いのいわゆる「賃金支払いの5原則」を定め(第24条)、使用者に対し厳格な運用を求めています。このうち、賃金の通貨払いの例外として認められているのが、銀行等の預貯金口座への振込です。労働基準法施行規則第7条の2第1項により、使用者は賃金について、労働者の同意を得た場合には、労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する、本人名義の預金または貯金の口座および証券総合口座への振込の方法によって支払うことができるとされています。また令和5年4月から、賃金のデジタル払い(厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払い)が可能になったのは、皆さんご承知の通りです(労働基準法第7条の2第3項)。

質問では、事務負担軽減のため、振込先銀行を数行に限定したいというのですが、この点については、厚生労働省の行政解釈は、「取扱金融機関、取扱証券会社及び取扱指定資金移動業者は、金融機関、証券会社又は指定資金移動業者の所在状況等からして1行、1社に限定せず複数と定める労働者の便宜に十分配慮する等労働者の同意を得ること(令和4年11月、基発1128第4号)」としており、賃金の口座振込制度は「労働者の指

定する」銀行口座等に振り込むことがこの制度導入の大前提となっているわけですから、仮に無理やり貴社が振込先銀行を限定すれば、労働者の同意が得られなくなってしまう場合もあり得ます。その結果、同意をしない労働者については、賃金の通貨払いの原則に戻って、口座振込ではなく、通貨で支払わなければならない、かえって厄介なことになってしまいます。したがって、貴社が振込先銀行を絞り込み限定するのであれば、そのことにつき労働者一人ひとりの個別の同意が必要になることに留意しなければなりません。現実的な対応策としては、各労働者に会社の大変な状況を詳しく説明するなど労働者を説得し、できるだけ理解を得たうえで同意してもらうよう努めることが大切でしょう。

また、経済的な負担を減らすため、労働者に振込手数料を負担してもらいたいということですが、これははつきりして無理な相談だといえます。なぜなら、「賃金支払いの5原則」の「全額払い」という厳しいルールがあるからです。振込手数料を振り込むべき賃金から一方的に差し引くことは、その分賃金が減額されてしまうことになり、基法第120条による30万円以下の罰金がかかりますので、要注意です。

相棒は、大切にするもんだ。

純正ブランドメーカーとの直接取引/

愛車に優しい低燃費フィルター

最高の製品をベストプライスで!!

技術で夢を"カタチ"にする会社

ピーコックエレメント製造株式会社

〒140-0004 東京都品川区南品川14-15-4

TEL 03-3458-0891

MAIL info@pgf-japan.com

HP https://www.pgf-japan.com/



取引先からの信頼獲得に繋がる「Gマーク」
事故ゼロを目指して「ゼロ災運動」を展開

で田取も経営者としてすっかり責任感を強くも向き合い、責任感を強くも向きながらドライバーに対するアフターフォローを徹底していただくことで、事故ゼロの実現に繋がったと考えています」(同)

5月は「トラック運送業界の美化月間」



「自分たちの職場である道路を大事にしたい」 長年にわたり道路清掃活動を継続

群馬県トラック協会桐生支部における取り組み

子どもを横断歩道事故から守るため 歩行者待機場所を市内53か所に設置

全日本トラック協会では毎年5月、組んでいます。を「トラック運送業界の環境月間」として、長年にわたり会員事業「2030」の「サブ目標3」の一者参加による清掃活動を継続して実環境として、清掃や落書き消しなどの施している。群馬県トラック協会桐生支部(長谷川義雄支部長)における地域美化と地域貢献に関する取り組みを紹介し、

「道路には絶対に「ゴミ」を捨てさせない」
清掃活動を通じて「ゴミ」を捨てない環境を保持



義雄 長谷川 桐生支部長

群馬県トラック協会桐生支部は、群馬県桐生市やみどり市、伊勢崎市などに本



国道50号は太平洋岸と北関東の内陸部を結ぶ重要路線であり、トラックなどの交通量が多い道路として知られている(群馬県桐生市広沢町付近)

護国体道路功労者表彰を受けている。

「国道50号は、太平洋岸と北関東の内陸部を結ぶ重要路線であり、交通量が多くなっています。かつては、道路沿いにはドライバーが投げ捨てたと思われるタバコの吸い殻や空き缶、弁当殻などが目立っていました。しかしながら、道路はトラック運送事業者にとって大事な職場であり、道路をきれいにするには職

業者の従業員が道路に落ちているゴミ拾いなどの道路清掃運動を継続してきました。桐生支部では、馬場前橋市から茨城県戸市までを結んでいる国道50号の、みどり市等懸町阿佐美地先から桐生市広沢町四丁目地先において、長年にわたり道路清掃活動を展開し、令和5年度には国土交通省関東地方整備局から道路功労者表彰を受けています。

道路へのゴミのポイ捨ては法令違反に
支部定例会などを通じて「マナーアップ」に努める

桐生支部における道路清掃活動は10月の第1土曜日に実施しており、支部に所属する会員事業者から従業員60人ほどがボランティアで参加。4班に分かれ、1時間から1時間半ほどかけて国道50号の路側帯や路肩などに落ちていたゴミを拾って、空き缶、ペットボトルなど、いろいろなものがゴミ

「道路には、吸い殻や空き缶、ペットボトルなど、いろいろなものがゴミ



桐生支部は国土交通省関東地方整備局から「道路功労者表彰」を受賞した

「当支部では、10月に実施する道路清掃活動の高まっていますと感じています。今後、自分たちが

環境対策以外にも
積極的に地域貢献活動を展開

同支部では、道路清掃活動以外にも様々な地域貢献活動を行っている。今年1月には、桐生市に隣接するみどり市と同一支部、またみどり市など周辺の横断歩道53か所の歩行者待機場所、小学校に通う児童等の安全を確保するための歩行者待機場所「グリーン・ウェイティング・エリア」を

「災害発生時における物資等の緊急輸送協定」を締結。有事の際には、支部に所属するドライバー



清掃活動を行っていることをドライバーの心に訴えかけるために、のぼり旗を立てるほか、参加者はジャンパーやベストなどを着用する

「横断歩道の一時停止を呼びかけるポスター」を制作したほか、大間々支部と協力して会員事業者のトラックにステッカーを貼り、ドライバーに注意を促した。それによって、横断歩道で一時停止するドライバーが増え、一方、同運動の「環」として、同支部では、小学校付近の横断歩道の手前に設置しており、緑色の枠が路面に書かれている。横断歩道を渡る児童等が枠内に多く待つという、ドライバーが児童等を識別しやすくなり、車両の一時停止に繋がるという。

同支部では、令和3年4月10月にかけて「横断歩道ストップ運動」を展開し、ドライバーに

「地域と共生しながら事業を展開する運送事業者として、地域の子供たちを守るために導入を決めました。横断歩道を渡る子どもたちが同エリアの中に集まると、ドライバーから見やすくなり、一時停止の判断がしやすくなります。同エリアの整備とともに、消えかかっていた横断歩道の白線については自治体などに要請して塗り直してもらい、ドライバーの視認性を高めました。桐生市や群馬県警察、また地域の子どもたちを守りたいという意識の高い方々の協力があったからこそ、同エリアの整備を実現させることができました。この取り組みが全国に広がった、非常にうれしいと感じています」(同)



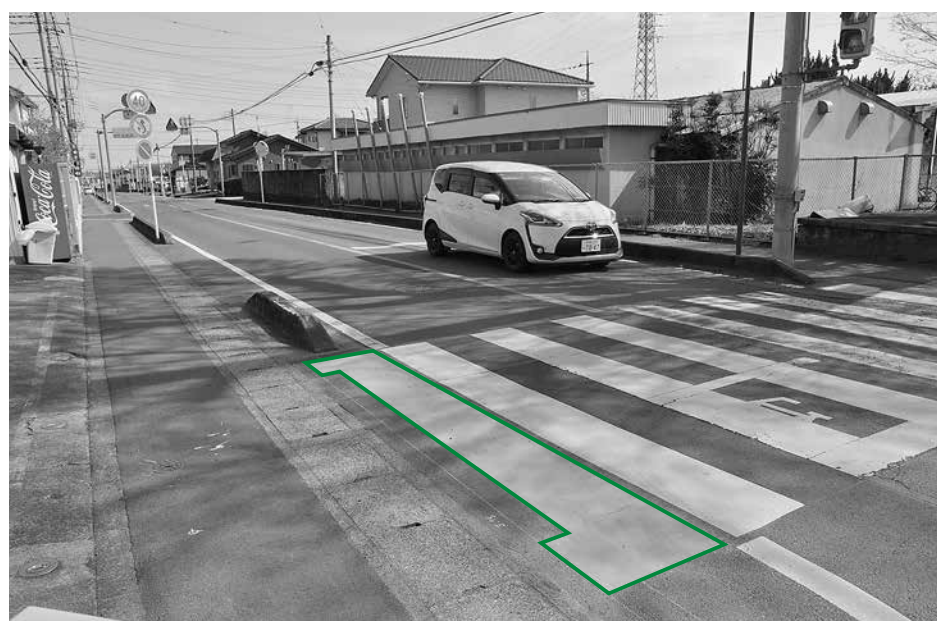
令和5年10月7日に実施した道路清掃活動には、会員企業等から47人が参加した



参加者は4班に分かれ、1時間半ほどかけて国道50号の路側帯や路肩などに落ちていたゴミを拾う



横断歩道の手前に新たに設置された、歩行者待機場所「グリーン・ウェイティング・エリア」(緑枠と矢印は編集部で記入)



同エリアで児童等が待機することで、ドライバーが児童等を識別しやすくなり、車両の一時停止を促す(緑枠は編集部で記入)

「地域と共生しながら事業を展開する運送事業者として、地域の子供たちを守るために導入を決めました。横断歩道を渡る子どもたちが同エリアの中に集まると、ドライバーから見やすくなり、一時停止の判断がしやすくなります。同エリアの整備とともに、消えかかっていた横断歩道の白線については自治体などに要請して塗り直してもらい、ドライバーの視認性を高めました。桐生市や群馬県警察、また地域の子どもたちを守りたいという意識の高い方々の協力があったからこそ、同エリアの整備を実現させることができました。この取り組みが全国に広がった、非常にうれしいと感じています」(同)

桐生市立天沼小学校付近を通る天沼通り。横断歩道の白線は消えかかっていた。横断歩道に気づかず通行してしまう車両もみられた

熱中症対策が6月から義務化 夏を前に熱中症対策を進めましょう！

「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」5月1日スタート

1 改正「労働安全衛生規則」6月1日から施行

熱中症の早期発見や重篤化防止への対応を 全事業者に義務付ける

熱中症による死亡災害のうち、その原因の多くは「初期症状の放置、対応の遅れ」がみられるが、現行法令上、熱中症による健康障害の疑いのある者の早期発見や重篤化を防ぐための対応については定めなかった。

厚労省では、「労働安全衛生規則」を改正し、6月1日から施行する。

同改正では、熱中症の重篤化による死亡事故を防止するため、熱中症による健康障害の疑いがあるケースの早期発見や重

篤化を防ぐために必要な対応（左掲）を事業者に行う義務付ける。

改正「労働安全衛生規則」の概要
○以下1、2の事項を事業者が義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
①「熱中症の自覚症状がある作業員」
②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」
がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、
①作業からの離脱
②身体冷却
③必要に応じて医師の診察または処置を受けさせること
④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先および所在地等
など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 令和7年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」5月1日スタート

蒸し暑い梅雨や暑さ厳しい夏を前に いまから熱中症対策の推進を！

厚労省では、熱中症予防対策の徹底を図ることを目的に、毎年「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」を実施している。

キャンペーン期間は、令和7年5月1日～9月30日まで。なお、4月を準備期間とし、7月を重点取組期間に位置付けている。

「準備期間（4月）にすべきこと」「キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと」「重点取組期間（7月）にすべきこと」は、別掲の通り。

ここでは、事業者が必要とされる取り組みについて、ポイントごとに紹介する。

①暑さ指数（WBGT）の把握の準備
日本産業規格JIS Z 8504またはJIS

②水分・塩分の摂取
労働者は、のどの渇き

③プレクーリング
暑さ指数（WBGT）が高い暑熱環境の下で、作業強度を下げたり通気性の良い衣服を採用したりすることが困難な作業においては、作業開始前にあらかじめ深部体温を下げ、作業中の体温上昇を抑える「プレクーリング」も行われており、体

④作業中の労働者の健康
状態の確認
作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして労働者の健康状態を確認する。また、単独での長時間労働を避けさせ、

複数の労働者による作業においては、労働者に出るよう指導する。単独作業が避けられない場合は、ウェアラブルデバイス等の導入を検討すること

や、体調の定期連絡など、常に状況を把握できる態勢を確保することが望ましい。

⑤異常時の措置
本人や周囲が少しでも異変を感じた際には、必ずいったん作業を離れ、身体冷却や医療機関に搬送するなどの措置をとるとともに、症状に応じて救急隊を要請する。なお、本人に自覚がない、または大丈夫との本人からの申し出があったとしても定められた担当者に連絡し、措置の実施手順に従って、医療機関への搬送や救急隊の要請を行う。

救急安心センター事業（#7119）等を活用することも有効である。医療機関に搬送するまでの間や救急隊が到着するまでの間には、必要に応じてアイススラッリ、水分、塩分の摂取を行った後、衣服を脱がせ水をかけて全身を急速冷却したりすることなどにより、効果的な身体冷却に努める。その際には、一人きりにはせず他者が様子を観察する。

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価
JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐ 暑さ指数の低減 準備期間に検討した設備対策を実施	☐ 休憩場所の整備 準備期間に検討した休憩場所を設置
☐ 服装 準備期間に検討した服装を着用	☐ 作業時間の短縮 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐ プレクーリング 作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる	☐ 水分・塩分の摂取 水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮）
☐ 暑熱順化への対応 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け労働者は別途注意すること	☐ 健康診断結果に基づく対応 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢
☐ 日常の健康管理 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認	☐ 作業中の労働者の健康状態の確認 巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組み合わせる等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐ 異常時の対応 あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底 少しでも本人や周囲が異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順に基づき適切に対応 ※必ず一旦作業を離れ、 全身を濡らして送風する ことなどにより身体を冷却 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）	

準備期間 4月 にすべきこと

☐ 労働衛生管理体制の確立 事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し熱中症予防の責任体制を確立	☐ 暑さ指数(WBGT)の把握の準備 JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
☐ 作業計画の策定 暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定	☐ 設備対策の検討 暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
☐ 休憩場所の確保の検討 冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討	☐ 服装の検討 透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や送水により身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
☐ 教育研修の実施 管理者、労働者に対する教育を実施	☐ 緊急時の対応の事前確認 緊急時の対応（異常時における連絡体制や対応手順等）を確認し、関係者に周知

重点取組期間 7月 にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めたとときは、躊躇することなく救急隊を要請

こちら広報室 四季折々 235

街を飛び交う夏の代表的な渡り鳥「ツバメ」。空を自由に自在に「スィーシー」と気持ち良さそうに飛んでいる。気軽に飛んでいるように見えて、それは空中を飛んでいる昆虫を捕まえてエサにしているからだ。これは大変な作業ですが、扶養家族の多いツバメは、1日の大半をエサ捕りに追われています。▼先日、地元の薬局に立ち寄り、入口の頭上で「ピー」と鳴き声が聞こえたので、見るとツバメの巣がありました。巣の中には4羽の幼いツバメのヒナが大きく口を開けていました。くちばしが黄色く緑だれ、何も愛らしいものでもありません。ツバメが巣をかける家は火事にならない、「ツバメを殺すと厄事がある」と、俗信がまことしやかに囁かれていました。また、天気俚語の一つに、「ツバメが低く飛ぶと雨が降る」といわれれています。低気圧が近づき湿度が高くなるので、昆虫の翅が重くなり高く飛べなくなり、それをツバメが捕らえるからです。街に自然と溶け込んでいるツバメは、人間と共存しているかのようです。顔が赤で、背中は黒、そしてお腹が白と、まさに「燕尾服」を纏ったツバメは、害虫を食べる益鳥として大切にされています。▼時折見かけるのは、電線に並んだツバメの群れです。一列に並んで賑やかに「チュピチュピチュ」と会話を楽しんでいるように、皆が饒舌で美声です。もししたら、「子供達が食欲旺盛で大変よ」、「小学校裏の丘にへびがいるわ」、「私は今年も元氣よ」などと、夫婦は今年も面白いです。▼やがてツバメのヒナは巣立ちを迎え、秋になると一斉に暖かく食べ物が豊富な南の島に旅立ちます。台湾やマレーシア、オーストラリアなど、力を振り絞り向かいます。▼ツバメの寿命は2～3年程度といわれています。ツバメに限らず日本に飛来して子育てをし、季節の変わり目に次の目的地に飛び立つ鳥たち。彼らの生き方を考えるにつけ、限られた命を見事に生き抜き、生命の誕生を育む自然が織り成す摂理とは、何と素晴らしいものでしょう！（山崎 薫）

気象庁

今年の夏も全国的に厳しい暑さに

5月～7月の3か月予報

気象庁は4月22日、5月から7月までの3か月予報を発表した。それによると、この3か月間、日本付近は暖かい空気に覆われやすいため、全国的に気温が高くなると予想。特に、6月から7月にかけては平年に比べて気温がかなり高くなると見込まれている（図）。

昨年（令和6年）の夏は、西日本と沖縄・奄美では1位、東日本では1位タイの高温となるなど、厳しい暑さを記録した。今年の夏の暑さも厳しくなることが予想されていることから、熱中症を防ぐために対策を速やかに進めることが重要である。

	平均気温（向こう3か月）
北日本	日本海側 平均気温に比べて 低くなる10% 平均気温30% 高くなる60% 高い見込み
	太平洋側
東日本	日本海側 低くなる10% 平均気温30% 高くなる60% 高い見込み
	太平洋側
西日本	日本海側 低くなる10% 平均気温30% 高くなる60% 高い見込み
	太平洋側
沖縄・奄美	低くなる20% 平均気温30% 高くなる50% 高い見込み

数値は予想される出現確率（%）です

※平均気温の予想は確率を示し、100%の内数

掲示用

全
ト
協

令和6年中 事業用トラックが第1当事者となった死亡・重傷事故

交通事故統計分析結果(発生地別)

(概要)

この交通事故統計は、警察庁が公表した令和6年中における事業用トラック（軽貨物を含まない）が第1当事者となる交通事故を、事故類型別、車両区分別等、多角的視点から分析したものです。こうした分析結果をもとに、同種事故の再発防止に向けた取り組みを強化しましょう。

「トラック事業における総合安全プラン2025」目標値と現況

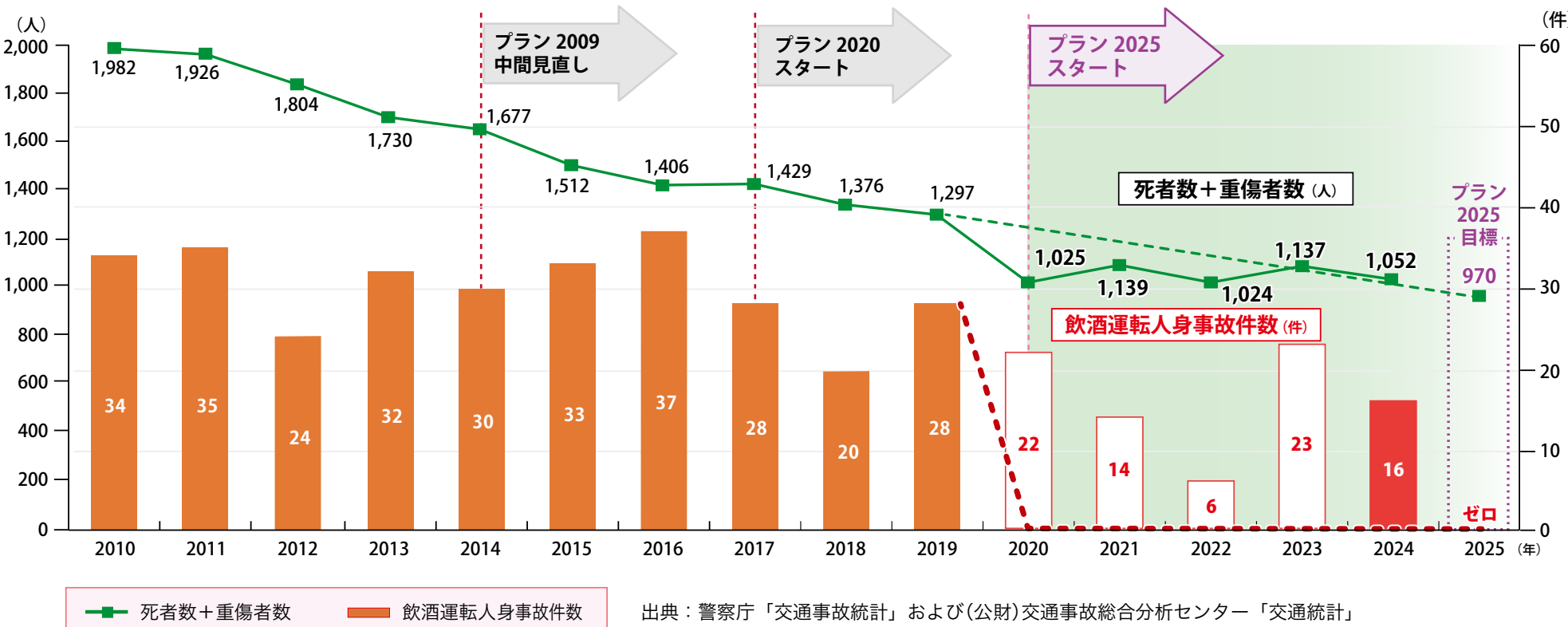
令和6年中の死亡・重傷事故の合計件数は994件、死者数・重傷者数の合計は1,052人で、「トラック事業における総合安全プラン2025」の目標である「970人以下」を達成できていない。

また、飲酒運転による人身事故件数は16件と、目標である「0件」には程遠い状況にあり、事業用トラックドライバーによる飲酒運転は悪質極まりない反社会的行為であることを関係者全員が再認識する必要がある。

全ト協制作
「トラックドライバーの
飲酒の実態と再発防止策」
リーフレットはこちら



令和7(2025)年の目標値：死者数と重傷者数の合計970人以下 / 飲酒運転人身事故件数ゼロ（いずれも軽貨物を含まない）



事故類型別死亡・重傷事故(車両相互・人対車両)

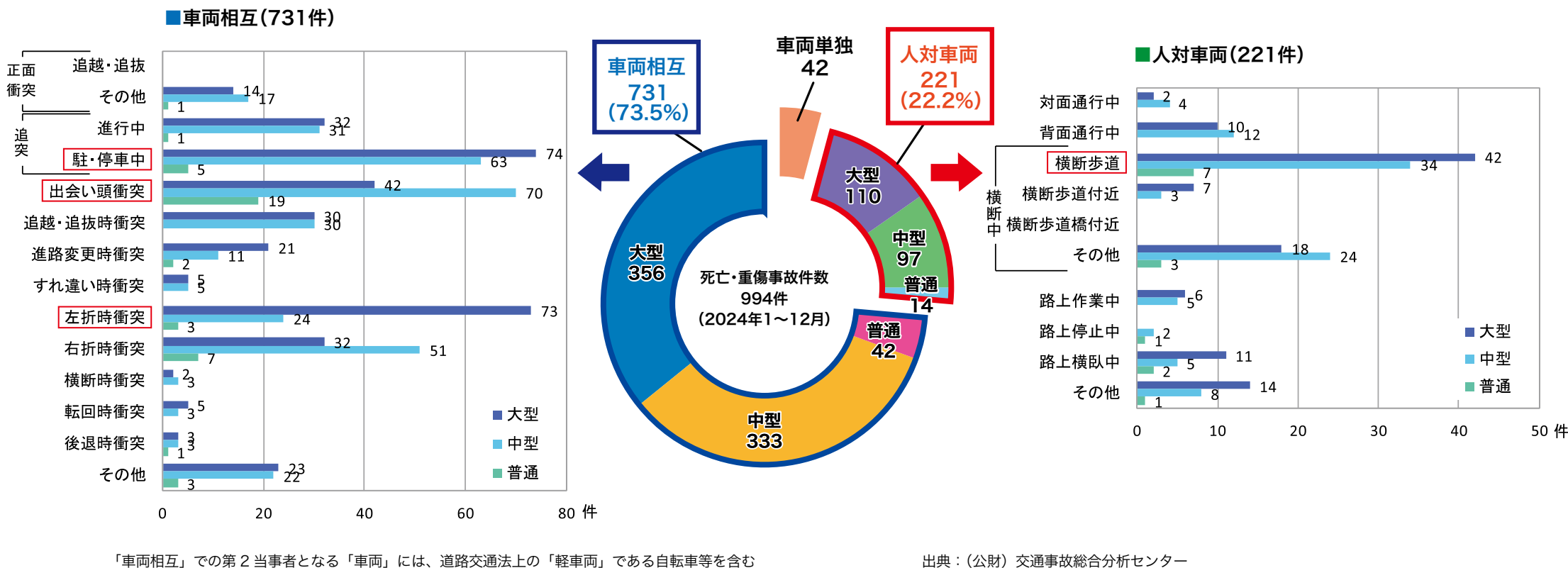
事故類型別では、「車両相互」が最も多く731件(73.5%)、次いで「人対車両」が221件(22.2%)。

■「車両相互」

車種別でみると、大型は「追突 駐・停車中」(74件)と「左折時衝突」(73件)が、中型は「出会い頭衝突」(70件)と「追突 駐・停車中」(63件)が多い。

■人対車両

どの車種でも「横断中」が突出し、「横断歩道」、「横断歩道付近」、「その他の横断中」と合わせると「人対車両」の6割強を占める。



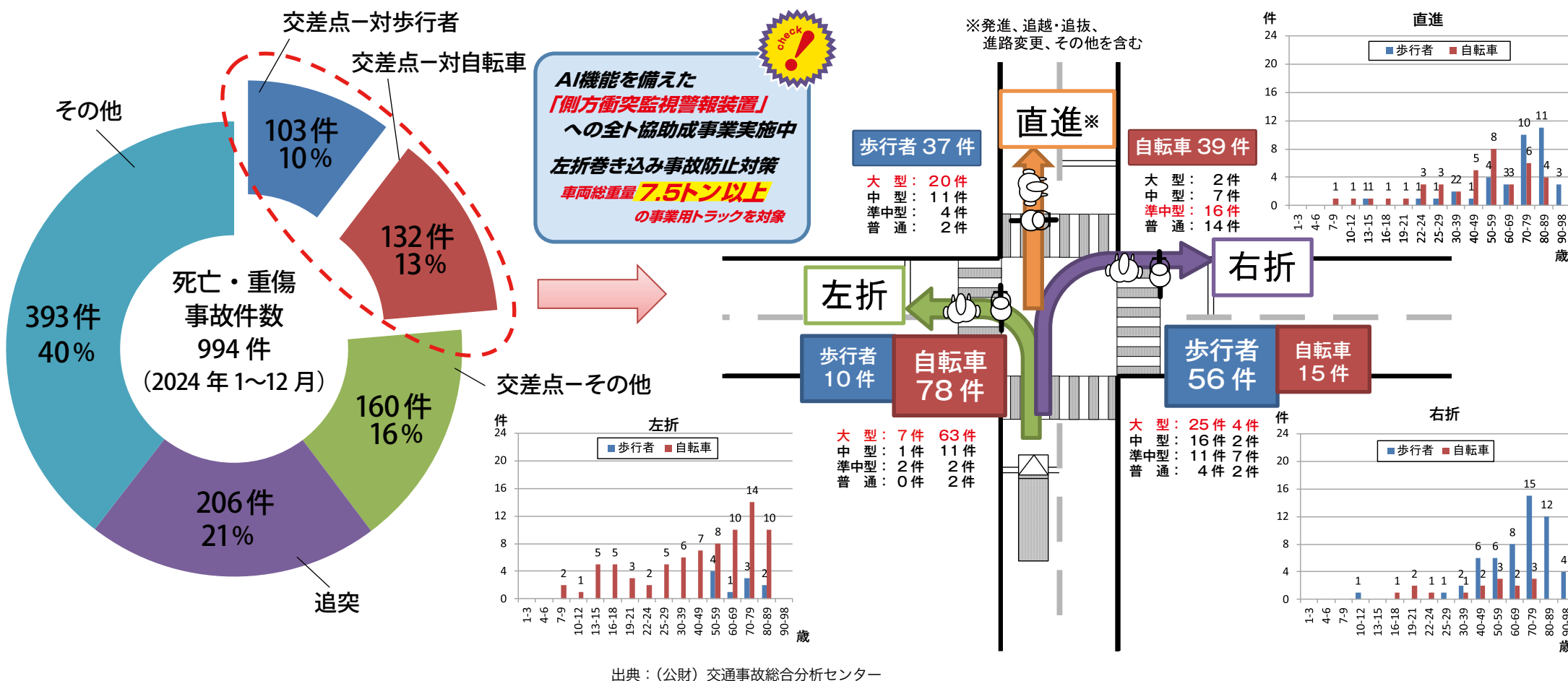
交差点における死亡・重傷事故(対歩行者・対自転車別)

事業用トラックが第1当事者となる交差点における死亡・重傷事故は235件であり、被害者の特徴としては、右折時及び左折時の対歩行者事故では高齢者であり、左折時の対自転車事故では全年齢層となっている。

■「左折時」：9割近くが対自転車(78件)。対自転車の8割以上が大型車。

■「右折時」：8割近くが対歩行者(56件)。対歩行者の4割以上が大型車。

■「直進時」：5割以上が対自転車(39件)。対自転車の4割以上が準中型車。



※この分析結果は、「2024年1～12月の交通事故統計分析結果～発生地別～」より作成しました。



2025年度貨物自動車運送事業安全性評価事業 安全の証し「Gマーク」



※「Gマーク」の『G』は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

「安全性優良事業所」申請概要

申請受付期間

2025年7月1日(火)～7月14日(月)

①申請案内

令和7年4月25日公開

全日本トラック協会ホームページ
Gマーク特設ページより

②Web申請システム

令和7年6月2日稼働

全日本トラック協会ホームページ

Gマーク
特設ページは
こちら



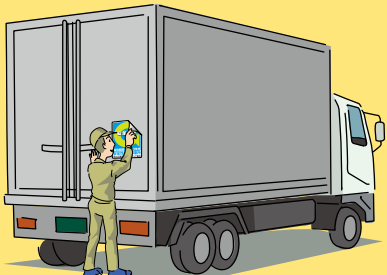
申請案内など詳しくは
「Gマーク」で
検索して下さい。

Gマーク

検索

Gマーク認定ステッカーの適切な使用のお願い

●車両を売却する際には
「Gマーク」ステッカーを
剥がしていただく等、
Gマーク認定事業所が
正しく認知されるように
してください。



●有効期限が過ぎたステッカー
は剥がしてください。

適切ではない使用例

更新のお知らせ

前回、以下の申請年度に認定された事業所の
皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2023年度(新規)	239****
2回目更新	2022年度(初更)	229**** (1)
3回目更新	2021年度(2更)	219**** (2)
4回目更新	2021年度(3更)	219**** (3)
5回目更新	2021年度(4更)	219**** (4)

国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい
内容については、ホームページをご覧ください。
<https://jta.or.jp>



公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019